

## 鳥取市栽培漁業推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市栽培漁業推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、水産資源の維持・増殖を図るため、漁業協同組合に対し、放流用種苗の購入費、イワガキ増殖礁に係る経費等を支援することで、栽培漁業の推進体制を構築・維持し、本市水産業の振興を図ることを目的として交付する。

### (交付対象)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1欄に定める事業とする。

2 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表第2欄に定める者とする。

### (補助金の算定)

第4条 本補助金の額は、別表第3欄に定める経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税率を乗じて算出した金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて算出した額（1円未満は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

### (交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、原則として事業を開始する25日前までに行わなければならない。

2 規則第4条に定める申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて算出した額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請することができる。

### (交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

2 市長は、前条第3項に定める申請を受けたときは、第4条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定することができる。この場合においては、仕入控除税

額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）本補助金の30%を超える減額を伴うもの
- （2）本補助金の増額を伴うもの
- （3）事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

（着手届を要しない場合）

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に定める補助事業等以外すべての補助事業等に係る場合とする。

（実績報告の時期等）

第9条 本補助金の実績報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- （1）補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
  - （2）補助事業の完了予定年月日の属する年度の末日
- 2 規則第12条に定める実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額とする。）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告しなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月13日から施行し、令和7年3月31日限りその効力を失う。  
（栽培漁業推進支援事業費等補助金交付要綱の廃止）
- 2 栽培漁業推進支援事業費等補助金交付要綱（平成17年10月7日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に栽培漁業推進支援事業費等補助金交付要綱に基づき交付の決定がなされている補助事業については、廃止前の同要綱は、なお効力を有する。

## 附 則

この要綱は、令和3年 7月26日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率					
<p>栽培漁業を推進する種苗放流活動（アワビ又はサザエについては、持続可能な栽培漁業推進事業実施要領（令和2年第201900312865号鳥取県農林水産部長通知）に基づき認定された計画に基づく活動に限る。）</p>	<p>漁業協同組合</p>	<p>公益財団法人鳥取県栽培漁業協会が販売する放流用種苗（アワビ、サザエ、キジハタ）の購入経費</p>	<p>アワビ：5／12 サザエ：1／2 キジハタ：1／8</p>					
<p>水産環境整備事業基本計画（平成25年3月19日付24水港第3329号水産庁長官承認。以下「基本計画」という。）に基づき整備したイワガキ増殖礁の岩盤清掃活動</p>		<p>基本計画に基づき整備したイワガキ増殖礁に行う次の項目（1）及び（2）に掲げる経費とする。ただし、県栽培漁業センターが開発した岩盤清掃機器（以下「岩盤清掃機器」という。）及び巻貝の食害防止器具（以下「食害防止器具」という。）を用いること。</p> <table border="1" data-bbox="898 842 1852 1262"> <thead> <tr> <th data-bbox="898 842 1621 893">項目</th> <th data-bbox="1621 842 1852 893">上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="898 893 1621 1038"> <p>(1)潜水業者による委託作業 ・岩盤清掃機器による岩盤清掃 ・食害防止器具による食害対策</p> </td> <td data-bbox="1621 893 1852 1262" rowspan="2"> <p>2,000 千円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 1038 1621 1262"> <p>(2)漁業者グループによる委託作業 ・岩盤清掃機器による岩盤清掃 ・食害防止器具による食害対策 （潜水機材購入費、潜水技術講習費、潜水ボンベリース費、岩盤清掃機器リース費、食害防止器具等購入費、用船料）</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、基本計画に記された4地区の増殖施設に対し、それぞれ1回のみとする。</p>	項目	上限額	<p>(1)潜水業者による委託作業 ・岩盤清掃機器による岩盤清掃 ・食害防止器具による食害対策</p>	<p>2,000 千円</p>	<p>(2)漁業者グループによる委託作業 ・岩盤清掃機器による岩盤清掃 ・食害防止器具による食害対策 （潜水機材購入費、潜水技術講習費、潜水ボンベリース費、岩盤清掃機器リース費、食害防止器具等購入費、用船料）</p>	<p>2／3</p>
項目	上限額							
<p>(1)潜水業者による委託作業 ・岩盤清掃機器による岩盤清掃 ・食害防止器具による食害対策</p>	<p>2,000 千円</p>							
<p>(2)漁業者グループによる委託作業 ・岩盤清掃機器による岩盤清掃 ・食害防止器具による食害対策 （潜水機材購入費、潜水技術講習費、潜水ボンベリース費、岩盤清掃機器リース費、食害防止器具等購入費、用船料）</p>								

年度 鳥取市栽培漁業推進事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業主体

3 事業内容

（単位：円）

対象種苗 又は地区	内容	事業費	負担区分		
			県	市町村	その他
合計					

4 事業完了（予定）年月日

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金にかかる問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

6 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取扱いについて、「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」のいずれかに○をしてください。

7 添付書類

(1) 栽培漁業を推進する種苗放流活動の場合

①放流（予定）場所位置図

②持続可能な栽培漁業推進事業実施要領（令和2年3月11日付第201900314865号鳥取県農林水産部長通知）第3の4の規定による認定通知書の写し

③公益財団法人鳥取県栽培漁業協会から種苗を購入したことを証する書類

（注）事業計画書には①及び②を、事業報告書には①及び③を添付すること。

(2) 基本計画に基づき整備したイワガキ増殖礁の岩盤清掃活動の場合

①作業委託見積書及び作業予定位置図の写し

②作業が完了したことを証する書類の写し

③請求書及び委託費の支払を証する書類の写し

（注）事業計画書には①を、事業報告書には②及び③を添付すること。

年度 鳥取市栽培漁業推進事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
			増	減
県補助金				
市補助金				
その他				
合計				

2 支出の部

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
			増	減
鳥取市栽培漁 業推進事業				
合計				

年 月 日

鳥取市長 様

所在地  
名称  
代表者名

年度 鳥取市栽培漁業推進事業費補助金に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け鳥取市指令受農林第 号により交付決定のあった鳥取市栽培漁業推進事業費補助金について、仕入控除税額が確定したので、鳥取市栽培漁業推進事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額（ 年 月 日付け受農林第 号による交付額確定通知）  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 要補助金返還相当額（3 - 2）×補助金の確定額／当該確定額に係る補助対象経費の額  
金 \_\_\_\_\_ 円

（注）積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。